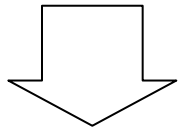


補助金交付申請（ブロック塀の撤去等）の手続きの流れ

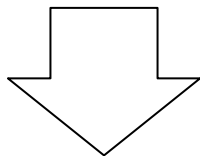
※補助金の申し込みは必ず工事（契約）前に行ってください！

※事業は必ず今年度中に完了していただく必要があります。

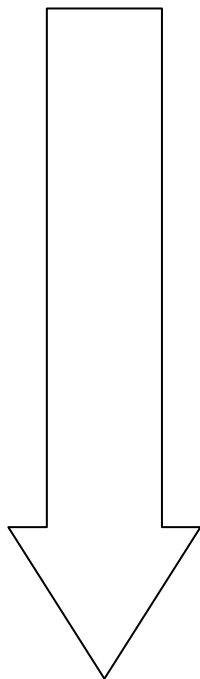
① 事前相談



② 撤去費用（及び改修費用）見積り依頼



③ 交付申請



④ 交付決定



◆ 事業の対象になるかどうか、また、今後の手続きの方法などを市役所建築相談課にご相談ください。（地図上での位置や、撤去したブロック塀の範囲、点検項目などを事前に確認のうえ、ご相談ください。）

◆ ブロック塀の撤去を依頼される業者に、撤去費用の見積書ももらってください。申請時に必要になります。（ブロック塀を撤去した範囲に行う軽量のフェンス、生け垣等への改修を併せて行う場合は、改修費用の見積書ももらってください。また、撤去と改修の見積書は分けて作成してください。）

この時点ではまだ契約をしないでください。

◆ 申請書（様式第1号）には、次の書類を添付してください。

①収支予算書（様式第2号）

②役員等調書兼照会承諾書（様式1）

③ブロック塀の撤去費用の見積書

の写し（併せて改修を行う場合は改修費用の見積書の写し）

④ブロック塀の付近見取図、簡易な平面図、立面図（併せて改修を行う場合は改修後の軽量のフェンス、生け垣等の平面図、立面図）

⑤全景写真

⑥点検表（別表2または別表3）

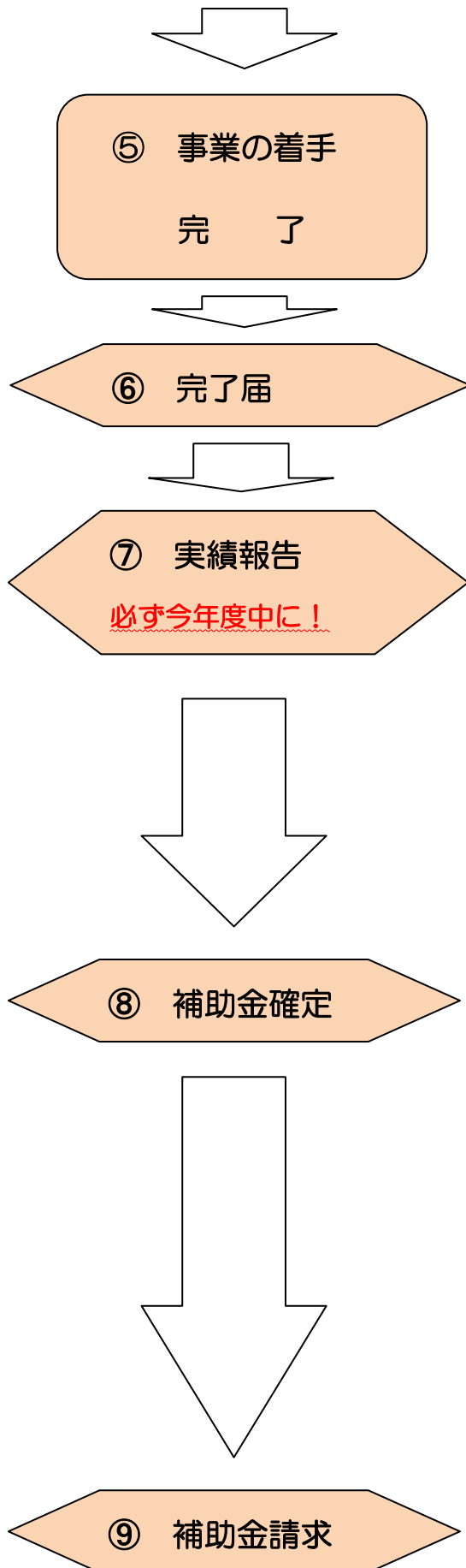
⑦その他市長が必要と認める書類

点検表の点検項目を示す写真等

（併せて改修を行う場合は改修する軽量のフェンスや生け垣等に関する資料）

◆ 書類審査の上、補助金交付の可否の決定を書面にて通知します。

必ず交付決定を受けてから契約をしてください。



- ◆ 事業に着手（契約）したときは、速やかに着手届（様式第5号）を提出してください。その際、補助事業に係る契約書の写しを添付してください。

- ◆ 事業が完了したときは、速やかに完了届（規則様式第6号）を提出して下さい。事業の成果を示す資料等（写真、図面等1部）を添付して下さい。

- ◆ 事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）に次の書類を添付して報告してください。

- ①収支決算書（様式第2号）
- ②ブロック塀の撤去に要した経費の請求書又は領収書の写し
- ③事業の成果を示す資料等（写真、図面等1部）
- ④その他市長が必要と認める書類

- ◆ 書類審査の上、補助金の額を確定します。補助金の額は以下の①～③のうち低い額です。撤去と改修を併せて行う場合の補助金額は、最大で50万円となります。

【撤去】

- ① 工事費用の2/3の額
- ② 1mあたり18,000円×2/3の額
- ③ 30万円

【改修】

- ① 工事費用の1/3の額
- ② 1mあたり25,000円×1/3の額
- ③ 20万円

- ◆ 補助金の請求は、補助金等支払請求書（規則様式第9号）に次の書類を添付して提出してください。

- ①補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写し
- ②口座振込依頼書
(補助金は、指定の口座に振り込みます。)